

「お試し」のつもりが「定期購入」に！

消費生活センター 443・9078



消費者ホットライン (188)

消費者ホットライン188
(局番なし)は、お住まいの地域の消費生活相談窓口を案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。全国どこからでも3桁の電話番号で消費者ホットラインへつながります(土・日・祝日など近くの消費生活相談窓口が開所していない場合には、国民生活センターにつながります)。

事例
動画投稿サイトを見て、「初回500円」の健康食品をお試しのつもりで申し込んだ。しばらくして2回目の商品が届き、定期購入契約であつたと初めて知った。定期購入契約だとはわからなかつたので、解約をしようと電話をかけたがつながらなかつた。2回目以降の商品を受け取りたくないし、代金も支払いたくない。
問題点
通販サイトでは、通常価格より低価格で商品が購入できることを強調して表示しているものがあります。低価格で購入するためには、定期購入が条件の場合が多く、2回目を受け取らず解約するには、初回価格と通常価格の差額を請求する業者もあります。

そのような通販サイトには、次のような契約内容を認識しづらい特徴が見られます。

- ◇強調表示に比べて契約内容の字が小さい、近くに表示されていないため、目立たない。
- ◇何度もスクロールしても同じような広告が繰り返し表示され、ページの最後に契約内容が記載された利用規約などへのリンクがある。
- ◇強調表示のすぐ下に「今

アドバイス
◇定期購入が条件になつていなかなど契約内容を確認しましょう。
◇解約や返品ができるなど、利用規約をよく確認しましょう。

◇画面に表示されている契約内容を、印刷やスクリーンショット(画面保存)などで記録しておきましょう。

消費者トラブルで困ったときは、「一人で悩まず、まずは相談!」消費者ホットライン188(局番なし)をご利用ください。

※ 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。販売事業者が定める返品に関する特約がある場合には、これに従うことがあります。

- ※ 不安に思つた場合は、消費生活センターへ相談しましょう



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター
【イヤヤン】